

Title	内山正熊著 『國際政治學序説』
Sub Title	M. Uchiyama : An introduction to the study of international politics
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.1 (1953. 1) ,p.64- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530115-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

内山正熊著

『國際政治學序説』

現下の諸々の政治問題——單に國內的な問題ばかりでなく、かつてはその處理を政府・外交官に、無條件的に託したであらう様な對外的な問題に對する國民一般の關心の増大、それは、民主主義的觀念を政治生活の指導原理とする限り、當然の傾向ではある。しかし同時に、そう云つた關心が、たとえ一見、國內的ともみえる問題の場合においてすらも尙、合理的な實踐的態度乃至方向を、從つて問題の解答を求めて行く限り、國際情勢に關する何んらかの見解を前提としなければならぬ様な事態の存在によつて、強く支えられていることに注目されよう。勿論、かかる事態は、敗戦による日本の國際的地位の頓落によつて、切實に感知されるに至つてはいるが、資本主義的國民經濟を基盤とする近代民族國家が、國際社會の一員として不可避的に入りこまざるを得ない恒常的な關係、しかも民族國家の基盤である資本主義經濟の獨占資本主義的發展段階における國際關係の生成に基いていることを考えねばならない。しかも、今日の國際社會は、所謂「二つの世界」に分裂し、従つて一面、國際關係は單純化されると同時に他面、それだけに又、戰爭へのより以上

の危機がひそまされている。勿論、こうした環境は、國際關係乃至國際政治の正しい認識を我々に強く要求して來た。しかし、そう云つた要求を滿し得る様な研究は、必ずしも多くはなく、戦後、出版されたもの内で主な書物としては、神川彦松著「國際政治學概論」(昭和二年)と前芝確三著「國際政治論」(昭和七年)とが挙げられるのみである。今日、「國際政治學序説」の刊行をみたことは、甚だ意味深いものと云わねばならない。

内山正熊助教の「國際政治學序説」は、全部で八章から成り、それぞれの表題は、第一章國際政治の主題、第二章國際政治の對象領域、第三章國際政治學の方法、第四章國際政治の基盤、第五章國際政治の根本原理、第六章國際政治の基調、第七章國際政治の現實——權力鬭争としての國際政治、第八章國際政治の理念となつている。本書を紹介するにあたり、それは内容的にみて一應三つの部分に分ち得るものと考えられる。

第一の部分は、國際政治の課題と國際政治學としての研究對象及び方法に關する第一章、第二章及び第三章である。著者は先づ、國際政治とは「單に理念的な要請に於くものではなく、現實的な世界構造の變化によるところの國際社會經濟の根本的要請に基く」(三頁)、いわば歴史的必然に基いた國際社會の政治現象であるとする。そして、現下の國際政治の研究が二つの課題「戰爭か平和か」に當面していること、國際政治學の研究領域は、戰爭すなわち「率直にパワー・ポリティクス」に限定すべきであることが述べられている。すなわち、「平和の問題」は、かかる研究成果に基いてのみ現實的な解答を得ようからであらう。次いで、著者は、國際政治學の

對象は、國內政治とは稍々趣を異にする國際政治の領域であること、それは従來の外交と云つたカテゴリーを包含しつつも尙、それとは別個の次元において成立する領域であることを述べて、研究方法に言及し、更に、國際政治學は、新しい學問であることの絶えざる自覺と、そのための謙虛な態度とを要求していることを強調する。ここで注目されよう點は、一般政治學に對して「特に國際政治を研究對象とする國際政治學と云う特殊部門」（四一頁）への主張がなされていることである。著者は「政治的現實と政治的價值との交錯領域に於て國際政治學は成立する」（四七頁）と考えられている。それ自身は差當つての問題とはならないが、むしろその様な國際政治學の對象として著者の把えた事象そのものが、實は飽くまでも歴史的なものである點に問題がある。すなわち、かかる事象を主として社會學的方法從つて普遍化的方法の下に處理することは、國際政治學を歴史研究の一部門——たとえば従來の外交史——に還元されていたのでは、未解決のままに残されると著者の考えた「現在の國際社會の構造、國際政治の舞臺に於ける行動様式、列國の強弱優劣階層組織を成立せしめて力に對する正當な檢討」（四八頁）に、満足すべき解答を與え得るものとはなり得ぬのではなからうか。

第二のそれは、第四章、第五章、第六章及び第七章からなる。この部分は本書の主要部分にあつていたので、これを第二の部分として取扱うのは稍々包括的な嫌いがなくもないが、ともかくその概要を記してみよう。先づ國際政治の展開される基礎、すなわち國際社會の構成主體が主權國家特に主權の民族國家であること、しかもそれらが、所謂大國と小國とに分かれていたために、國際社會は平

面的ではなく階層的に構成され、「統一的法的契機より對立的實力的契機が優越する」（五八頁）パワー・ポリティックスの世界であると述べられている。ここから、著者は、國際社會における權力の內的構造と國際政治の基本形式に觸れ、次いで章を改めて、國際政治のモチーフには、ナショナリズムと帝國主義の現實主義的基調と、國際主義の理想主義的基調のあること、國際主義の反對概念であることとみられるナショナリズム（國家主義・國民主義）とは、國家主義であることを述べ、更らに國民主義——民族國家主義を歴史的に、政治・經濟的な視點から考察しつつ（第六章第三節）、國民主義は、必ずしも「國際主義の決して對蹠的イデオロギイではなく、その對立の面と共に補足の面のあることを、見逃してはならない」（一六三頁）と結論し次いで、權力獲得鬭争としての現實的政治は、權力の維持・増大・誇示の三つの形態をとることを明らかにして、これに對應する現實的政策・帝國主義・示威政策に考察を加えている（第七章）。ここでは、先づ帝國主義の經濟的國民主義と規定されていることに注目されよう。すなわち、著者によると、「對他的自己主張」（一三六頁）を本質とする國民主義は、政治的イデオロギイとして主張された段階においては、それ自身對立的契機を含みながらも尙、國際主義に裏付けられることによつて健全な生長を遂げたこと、しかるに、國民主義生成の社會經濟的基礎である資本主義の獨占資本主義の段階への發展により、「過剰生産恐慌の惡夢」（一八二頁）につきまといられて、國民主義は、「國外進出の國家的膨脹本能を抑制」（一八四頁）せずに、「獨占資本主義の帝國主義的發展要求に乗せられ」（一八四頁）たものと把えられている。しかも、著者は、他方においてソヴ

イェト・ロシヤの對外政策を、帝國主義の一類型として「文化的帝國主義」と規定している。すなわち、一方において、帝國主義を経済的國民主義と規定しながらも尙、他方において、帝國主義一般の概念を求めようとする所に、現代國際政治のもつ個性、單的には帝國主義の歴史性を全く捨象してしまふ高價な犠牲が、徒らに拂われているのではなからうかと思ふ。

第三の部分としては、第八章がそれにあたる。ここでは、國際主義の理念として國際主義と世界主義を取上げ、兩者は正しくは區別されるべきであること、そして經濟的國民主義が、その本來のあるべき姿へと、資本主義から訣別するならば、國際主義は、國際政治の理念として眞に平和を招來するであろうこと、この場合「祖國を否定し、國家國民の制約を離れて、人類國境を超えた所の共通の地盤に於て個人の世界的結合をなさんとする」(二一六頁)世界主義は、「早咲の花である」(二一九頁)と斷定されている。

以上、本書を概観して、その特色は、國民主義を基軸として現代の國際關係乃至國際政治の考察を展開している點にみられるが、又かかる考察は、國民主義がその經濟的視點から、歴史的に把らえられている限りにおいて十分な成果を収めているものと考えられる。

勿論、この様な本書の把握は、あるいは著者の意圖から離れているかも知れない。方法論的問題については尙検討してみたいと思つているが、一應その様にしたとしても、現下の國際關係乃至國際政治における問題性を明らかにし、又一つの手懸りを與えるものとして、本書は高く評價されなければならぬと考へる。(三和書房、二

(二一頁)

(中澤精次郎)

W. I. JENNINGS
PRINCIPLES OF LOCAL GOVERNMENT LAW
(3rd ed.)

ジュニングス『地方行政法論』(三版)

一 著者 Sir W. Ivor Jennings は我が國においても廣く知られた英國公法學界の重鎮である。彼は憲法・行政法の領域に多くの著述を公にしているが、なかでも『The Law and the Constitution, Cabinet Government』はとくに有名である。彼は、バジレット・アンソン・マイシイの三大著述のうちにもられなかつた方法をもつて、公法分野の研究をおこなつている。そうして、彼の特色のもつとも著しく顯われている部分は、行政權および行政法關係の事項についてであろう。すなわち、彼はロブソンとともに、行政法にかんし頗る進歩的な意見をのべている。さらに、彼は、英國行政法の發達に重要な役割をはたしたものは、地方行政關係の諸法である、とする。そこで、これらの諸法を著者はいかに説明するのであろうか。我々は本書を通して、英國行政法の一端を窺い得るとともに、また、ジュニングスが行政法に對して、どのような思想をもつているかを知りうるであらう。これがあえて本書を紹介しようとする動機である。